

しが 体験・探究の日



滋賀県教育委員会では、自ら問題を見つけ、さらにその問題を自ら解決する課題探究型学習や、地域資源を学びの素材とした体験活動等を推進するために、「しが体験・探究の日」で、あなたの探究的活動を応援します。

令和 8 年 2 月
滋賀県教育委員会

「しが体験・探究の日」とは

「しが体験・探究の日」は、生徒が「総合的な探究の時間」等で継続的に実施している探究活動に関連のある、学校外での探究活動等を、平日に実施することができる日です。

「しが体験・探究の日」を取得して学校外での探究活動を実施する場合は、「出席停止・忌引き等」の扱いとし、平日に参加する場合でも欠席とはなりません。「しが体験・探究の日」は、1日単位で年間最大3日まで取ることができます。

「しが体験・探究の日」届け出の流れ

1 計画を立てる



- ・「しが体験・探究の日」の計画を立てる。
- ・取得できない日になっていないか、申請前に必ず確認してください。

2 学校に届け出る



- ・取得申請書を学校に提出し、学校から承認申請書を受け取る。
- ・取得希望日の2週間前までに申請してください。
- ※活動内容が趣旨に合わないとは判断された場合は承認されないこともあります。

3 しが体験・探究の日



- ・生徒が、計画した探究活動を行う。

4 振り返る（報告書の提出）

- ・振り返りを行う。
- ・報告書の提出は、活動後速やかに行ってください。

ご留意いただきたいこと

- ☐ 年に3日まで取ることができます。生徒のみでの参加もできることとします。また、「しが体験・探究の日」取得中の安全管理等については、生徒および保護者等の責任の下で行ってください。
- ☐ 「しが体験・探究の日」を取ることで受けられなくなる授業内容の補習は、ありません。
- ☐ 事前（原則2週間前まで）に学校へ届け出る必要があります。
- ☐ 届け出た内容と異なる活動をした場合には、欠席扱いとなります。
- ☐ 振り返りの報告書が提出されない場合には、欠席扱いとなります。
- ☐ 学校によっては、行事などの教育活動のため、「しが体験・探究の日」を取ることができない日がありますので、各学校のルールを確認してください。
- ☐ 定時制課程の生徒が、「しが体験・探究の日」を取得する場合、給食の扱いについては、その生徒が在籍する学校の出席停止・忌引き時の扱いに準じます。

Q 1 滋賀県は、どうして「しが体験・探究の日」を作ったのですか。

A 1 滋賀県教育委員会では、総合的な探究の時間等を活用して、自ら問題を見つけ、さらにその問題を自ら解決する課題探究型学習を推進することや、地域資源を学びの素材とした体験活動等を推進することを目指しており、「しが体験・探究の日」で、子どもたちが学校外での体験・探究学習により参加しやすくなるように作りました。

Q 2 「しが体験・探究の日」を連続して取ることは可能ですか。

A 2 連続して取ることは可能です。

Q 3 「しが体験・探究の日」を半日単位や時間単位で取ることは可能ですか。

A 3 「しが体験・探究」は1日単位での取得となるため、半日単位や時間単位で取ることはできません。

Q 4 市町立学校や私立学校の生徒が、「しが体験・探究の日」を取得することは可能ですか。

A 4 県立学校の生徒を対象としているため、在籍している市町立学校や私立学校において取得できる同様の制度があるかどうかは、在籍している学校にお問い合わせください。

<お問い合わせ先／情報>

■ 制度全般に関すること

滋賀県教育委員会事務局 高校教育課 077-528-4575

■ 届け出等に関すること

各学校にお問い合わせください。